

令和7年(行ケ)第10019号判例評釈

CRISPR-Cas9 中核特許の優先権承継をめぐる知財高裁判決

対象：知財専門家向け／引用方式：文中番号方式

作成日：2026年5月30日

ChatGPT-5.5 Pro

要旨

本稿は、知的財産高等裁判所令和8年3月24日判決・令和7年(行ケ)第10019号（以下「本判決」という。）について、パリ条約4条A(1)の「承継人」該当性、優先権承継の時期・方式、準拠法としての米国契約法、発明者調査と黙示の合意の証明価値、関連PCT出願群の位置付けを中心に検討するものである。本件は、CRISPR-Cas9技術に関する特許第6203879号につき、ToolGenが請求した無効審判の審決を取り消した事案である[1][2]。

特許庁は、第1・第2基礎出願の出願人の一人であるD博士からロックフェラー大学への譲渡は認めつつ、ロックフェラー大学からブロード研究所への優先権承継を認めず、最先優先日を第3基礎出願日である2013年1月30日と扱った。その結果、同月3日にオンライン公表されたScience論文（甲1）が公知文献となり、本件特許は新規性・進歩性を欠くと判断された[1][2]。

知財高裁はこれに対し、譲渡人・譲受人双方の認識の一致、発明者調査、関連PCT出願の設計、当時の紛争状況、米国契約法上の相互合意および約因の存在を総合評価し、第1・第2基礎出願に係る優先権は本件PCT出願時まで有効に承継されていたと認定した[1]。本判決は、承継要件を緩和した判決ではなく、書面を欠く場合にも間接事実の積み上げにより承継を認定し得ることを示した、証明構造に関する重要判決と位置付けられる。

目次

1. 事案の概要
 2. 争点と判旨
 3. 評釈
 4. 実務上の示唆
 5. 本判決の射程と限界
 6. 結論
- 参考文献

1. 事案の概要

1.1 本件特許と優先権主張

本件特許（特許第6203879号）は、CRISPR-Cas系、とくに真核細胞内で機能するCRISPR-Cas9ベクター系に関する。訂正後請求項1は、ガイド配列、tracrメイト配列およびtracrRNA配列を含むchiRNAと、核局在化配列を含むII型Cas9タンパク質を発現させる構成を中心に、真核細胞中でCRISPR複合体を形成するベクター系を規定する[1]。技術的には、原核生物由来のCRISPR-Cas9系を真核細胞で利用するための基礎的構成に関わるため、権利範囲・商業的価値のいずれにおいても高い重要性を有する。

本件PCT出願（PCT/US2013/74819）は2013年12月12日に行われ、第1ないし第12の米国仮出願を基礎として優先権を主張した。第1基礎出願は2012年12月12日、第2基礎出願は2013年1月2日の米国仮出願であり、当初の出願人・発明者にはD博士が含まれていた[1]。D博士はロックフェラー大学に所属し、2013年2月7日および同年12月12日に、少なくとも第1・第2基礎出願に関する権利をロックフェラー大学へ譲渡した。この点自体については、本件訴訟で中心的な争いはなかった[1]。

真の争点は、ロックフェラー大学がD博士から取得した第1・第2基礎出願に係る優先権を、本件PCT出願時までにはブロード研究所へ承継させていたかである。本件PCT出願の出願人は最終的にブロード研究所、MITおよびハーバード大学と整理されたが、ロックフェラー大学は本件PCT出願の出願人には含まれなかった。他方、同日に提出された関連PCT出願群の中には、ロックフェラー大学を共同出願人として含む「関連PCT出願の2番」も存在した[1]。

1.2 無効審判と審決の判断

ToolGenは、本件特許の請求項1ないし17について無効審判を請求した。無効理由の核心は、第1・第2基礎出願に基づく優先権主張が不適法である以上、本件特許の最先優先日は第3基礎出願日（2013年1月30日）に後退し、その前に公開されたScience論文（甲1）等が先行技術となる、という構成であった[1][2]。

特許庁審決は、第1・第2基礎出願に基づく優先権主張の適法性について、本件PCT出願の出願人が第1・第2基礎出願の出願人全員から優先権を承継している必要があるとした。そして、D博士からロックフェラー大学への権利移転は認められるが、ロックフェラー大学からブロード研究所への譲渡を裏付ける書面がないことなどを理由に、ブロード研究所らはパリ条約4条A(1)の「承継人」ではないと判断した[1][2]。

この判断に基づけば、甲1は公知文献となり、本件発明1ないし4および10ないし17は甲1発明と同一、本件発明5ないし9は甲1発明等から容易想到という結論に至る。すなわち、本件で新規性・進歩性の判断を左右したのは、技術的相違の評価ではなく、優先権の成立時期と承継の証明であった[1]。

表1 本件の主要時系列

時点	事実関係	法的意味
2012年12月12日	第1基礎出願（米国仮出願）	最先の優先日候補
2013年1月2日	第2基礎出願（米国仮出願）	第1基礎出願と同様に争点化
2013年2月7日	D博士からロックフェラー大学への譲渡	本件では概ね有効性に争いなし
2013年12月12日	本件PCT出願および関連PCT出願群	この時点までの承継の有無が決定的
2014年以降	米国960出願等をめぐる発明者紛争	本件PCT優先権承継との関係が争わ

		れた
2026年3月24日	知財高裁が審決取消	優先権承継を肯定

2. 争点と判旨

2.1 パリ条約4条A(1)の「承継人」該当性

パリ条約4条A(1)は、いずれかの同盟国において正規に特許出願等をした者またはその承継人が、他国出願のため一定期間優先権を享有する旨を定める[3]。同条は、誰が優先権を主張し得るかを定める一方、承継の方式や形式、すなわち書面を要するか、どの準拠法で承継契約を判断するかを明示しない。このため、優先権の承継は、条約上の手続的適格、契約法上の譲渡合意、権利移転の効力という複数のレイヤーを横断する問題となる[4][9]。

本判決は、原告ブロード研究所がロックフェラー大学から第1・第2基礎出願に係る優先権を承継したかという事実問題を中核に据えた。裁判所は、承継の有無を「書面の有無」だけで判断せず、譲渡人・譲受人双方の認識、発明者調査、関連PCT出願群の構成、後発紛争の対象範囲などを総合評価した[1]。

この点で本判決は、パリ条約4条A(1)の要件を緩和したものではない。むしろ、同条の「承継人」であるためには、後出願時までに優先権承継が成立している必要があるという基本線を維持したうえで、当該成立をいかなる証拠で認定できるかを示した判決である。すなわち、要件論ではなく証明論に焦点がある。

2.2 知財高裁の判断構造

知財高裁は、第一に、ロックフェラー大学の上級副学長による陳述書と、ブロード研究所側の陳述書・主張が、少なくとも本件PCT出願を行う目的で優先権がブロード研究所へ譲渡されたとの点で一致していることを重視した[1]。この一致は、後日に作成された陳述書であるという限界を有するが、裁判所は、それを単独で決定的証拠としたのではなく、他の客観的行動と併せて評価した。

第二に、M弁護士による発明者調査が、本件各機関の同意の下で行われ、その結果に従って関連PCT出願群の出願人構成が設計されたことを重視した[1]。この発明者調査は、単に発明者名を整理する内部作業ではなく、どの機関がどの発明について出願人となるか、ひいてはどの優先権をどの出願人が利用するかを定める実務的プロセスとして機能していた。

第三に、関連PCT出願の2番においてはロックフェラー大学が共同出願人となっていたことを、ロックフェラー大学が一方向的に排除されたのではなく、発明者調査の結果に基づき、ロックフェラー大学の貢献が認められた主題については出願人として組み込まれていたことの証拠とみた[1]。審決はこの点を疑義の根拠としたが、裁判所はむしろ出願ポートフォリオ全体の整合性を示す事情と評価した。

第四に、米国960出願等をめぐる後発紛争について、裁判所は、その焦点を本件PCT出願の優先権承継そのものではなく、別個の米国出願における発明者該当性・所有権問題と位置付けた[1]。本件PCT出願が国際公開された後も、ロックフェラー大学が本件PCT出願の優先権主張それ自体に異議を述べていないことは、裁判所にとって重要な補強事情となった。

2.3 米国契約法上の相互合意と約因

本件譲渡の準拠法について、判決は、マサチューセッツ州法またはニューヨーク州法のいずれかが問題となるが、いずれにせよ契約成立には相互合意の表明および約因が必要であるとの当事者間の争いのない前提から出発した[1]。この点は、本件を日本法上の単純な黙示合意事案として処理しなかったことを示す。

相互合意について、裁判所は、ロックフェラー大学による第1・第2基礎出願への協力、関連PCT出願を行う代理人への委任、発明者調査への参加、出願人構成に対する当時の対応などを総合し、外部的に表示された承諾を肯定した[1]。反対に、後発の発明者紛争や不満の存在のみから、出願時点での承継合意を否定することはできないとした。

約因については、ロックフェラー大学が優先権の承継を認め、関連PCT出願が有効に維持されることにより、後に発明者・所有権の帰属が調整される場合にも、有効な特許権・知的財産権の分配を受ける可能性を確保できる点が重視された[1]。米国契約法上の約因は、日本法上の対価概念よりも広い側面を有するため、本判決は、共同研究ポートフォリオ全体の有効性確保という実務的利益を約因として捉えたものと理解できる。

3. 評釈

3.1 本判決の意義：承継要件の緩和ではなく証明方法の柔軟化

本判決の最大の意義は、「優先権承継書面がない場合でも承継が当然に認められる」とした点にはない。そのように読むと、実務上きわめて危険である。本判決は、後出願時までには承継が成立していなければならないという前提を維持しつつ、本件の具体的証拠関係の下では、書面に代替し得るほど強い間接事実が存在したと評価したものである[1][8][9]。

すなわち、本判決は、承継の成立を、(i)譲渡人・譲受人双方の事後的確認、(ii)当時の発明者調査プロセス、(iii)関連PCT出願群の全体設計、(iv)ロックフェラー大学が本件PCT優先権それ自体を争っていなかったこと、(v)米国契約法上の相互合意・約因、という複数要素の収束から認定した。このような証拠構造は相当に重い。一般の共同研究案件で、これらをすべて後から再構成できるとは限らない。

したがって、実務メッセージは「書面不要」ではなく、「書面がない場合、これほどまでに詳細な出願行動・調査記録・当事者認識を立証しなければならない」というものである。とくに無効審判・侵害訴訟では、権利者側が出願時点の優先権チェーンを詳細に説明できなければ、技術的には強い特許でも先行文献により無効化される危険がある。

3.2 パリ条約4条A(1)の「承継人」と国内法・外国法の交錯

パリ条約4条A(1)は、優先権享有主体として「出願人又はその承継人」を掲げる[3]。Bodenhausenの古典的解説も、優先権は基礎出願それ自体とは独立して移転し得る権利であり、基礎出願の移転と常に一体ではないことを示す[4]。この理解によれば、優先権承継を検討する際には、「発明の譲渡」「特許を受ける権利の譲渡」「優先権を主張する権利の譲渡」を峻別する必要がある。

もっとも、パリ条約自体は承継契約の方式を定めない。そのため、実際の紛争では、承継契約の成立・有効性は準拠法に従って判断され、出願国における手続的適格としての優先権主張の有効性は当該出願国

の審査・裁判で評価される。本件では、契約成立のレイヤーについて米国州法、手続的適格についてパリ条約4条A(1)および日本の審決取消訴訟の枠組みが交錯している[1][9]。

この多層構造を見落とすと、例えば「発明者から大学への発明譲渡はあるから優先権も大丈夫」といった誤った安心につながる。反対に、基礎出願全体の権利移転書がないことだけをもって優先権承継を否定するのも過剰である。本判決は、その中間に立ち、優先権承継という特定の法的効果について、当時の合意と行動を丁寧に拾い上げたものと評価できる。

3.3 発明者調査の証拠価値

本判決で特に注目すべきは、発明者調査が優先権承継の証明上、大きな役割を果たした点である。発明者調査は、本来、米国法上の発明者認定や各出願の発明者記載を整えるための手続である。しかし本件では、各発明者が所属機関に対して譲渡義務を負うという大学実務を前提に、発明者調査の結果が出願人構成、ひいては優先権利用の設計に直結していた[1]。

このため、裁判所は、発明者調査への参加・協力を、ロックフェラー大学が関連 PCT 出願群の設計に関与し、少なくともその有効性を確保する前提で行動していたことを示す事情として評価した。発明者調査は単なる技術的・事務的作業ではなく、権利帰属の分配メカニズムの一部として機能していたのである。

もっとも、この評価は事案依存的である。発明者調査が一方当事者の内部調査にすぎず、他機関が参加・同意していない場合、あるいは調査結果が出願人構成に反映されていない場合には、本判決のような証拠価値は認めにくい。したがって、共同研究実務では、発明者調査の目的、参加者、調査対象、結論、異議の有無、出願人構成への反映を記録化することが不可欠である。

3.4 関連 PCT 出願 2 番の読み方

審決と判決で評価が分かれた重要事情が、関連 PCT 出願の 2 番である。審決は、ロックフェラー大学が別の関連 PCT 出願では出願人となっているのに、本件 PCT 出願では出願人でないことを、優先権譲渡に疑義を生じさせる事情とみた。これに対し、知財高裁は、関連 PCT 出願 2 番の存在を、むしろ発明者調査に基づいてロックフェラー大学の貢献が認められた発明については同大学が適切に出願人とされたことの証拠と評価した[1]。

この評価の相違は、出願群を単発出願として見るか、ポートフォリオ全体として見るかに由来する。複数の仮出願に複数の発明が混在し、その後、主題ごとに PCT 出願を分ける実務では、ある機関が一つの PCT 出願の出願人でなく、別の PCT 出願の出願人であることは、必ずしも不自然ではない。むしろ、共同研究成果の分割と発明者認定の結果を反映した合理的配置である可能性がある。

本判決は、ライフサイエンス領域で一般的な「仮出願バンドルからの PCT ポートフォリオ化」を前提に、出願人構成を全体設計として評価した点に実務的価値がある。今後の紛争では、相手方が一部出願だけを切り出して権利チェーンの欠落を主張する場合、権利者側はポートフォリオ全体の設計思想と発明者調査の結果を示すことが重要となる。

3.5 欧州実務との比較

欧州では、優先権の「same applicant」要件をめぐり、厳格な運用が長らく目立っていた。とくに本件ファミリーに関連する EPO 審決 T 0844/18 は、CRISPR-Cas9/Broad Institute 事件として知られ、優先権主張の有効性を厳格に判断し、最終的に特許維持に不利な結論を導いた[7]。同審決は、EPC87 条(1)に基づき、

EPOは優先権主張の有効性を審査し得ること、また「any person」はいわゆる all applicants/same applicants approach を確認するものと整理した[7]。

しかし、その後の EPO 拡大審判部 G 1/22 および G 2/22 は、EPO が優先権の権原を審査する権限を有するとしつつ、EPC の自律法の下で、優先権を主張する出願人には優先権主張権原があるとの反証可能な推定を認めた[5][6]。とくに PCT 共同出願において、先出願人と後出願人が完全には一致しない場合でも、共同出願行為自体が優先権利用を許す合意を含意し得るとした点は、本件判決の柔軟な事実評価と問題意識を共有する。

もともと、日本の本判決は、欧州の G 1/22・G 2/22 のような一般的な反証可能推定を明示的に導入したのではない。本判決はあくまで、具体的証拠関係に基づいて本件譲渡を認定した事例である。したがって、日本実務において、優先権を主張しているという事実だけで承継が推定されると読むべきではない[8][9]。

表2 本判決と欧州実務の比較

観点	本判決	EPO T 0844/18	EPO G 1/22・G 2/22
基本姿勢	個別証拠の総合評価により承継を認定	same/all applicants approach を厳格に確認	優先権権原の反証可能推定を導入
書面の位置付け	重要だが絶対条件とはしていない	厳格な立証を要求する方向	推定により立証負担を一定程度調整
本件実務への示唆	ポートフォリオ全体の行動証拠が重要	出願人不一致は重大リスク	共同出願の合意含意を評価

3.6 事後的治癒の問題

本件で注意すべきは、裁判所が「出願後に優先権承継を追認すれば足りる」と判断したわけではない点である。被告は、優先権の欠缺は出願後に治癒できないと主張したが、裁判所はこの抽象論に正面から一般論を示すのではなく、本件では本件 PCT 出願時まで承継が成立していたと認定した[1]。

したがって、出願後に初めて譲渡意思が形成された場合、後日作成された追認書のみが存在する場合、または承継日が後出願日後であることが文書上明らかな場合に、本判決を根拠として優先権を救済できるとはいえない。むしろ本判決は、出願時点までに承継があったことを、後日の資料も用いて証明した事案である。

この区別は実務上きわめて重要である。後日作成の確認書は、過去の事実を証明する証拠にはなり得るが、新たな法的効果を遡及的に創設する万能の文書ではない。したがって、出願前の合意形成を裏付けるメール、委任状、会議録、発明者調査メモ、出願指示書等を保存しておくことが不可欠である。

4. 実務上の示唆

4.1 権利化段階での対応

第一に、基礎出願人と後出願人が一致しない可能性がある場合、後出願前に優先権承継書面を取得すべきである。発明譲渡契約に「発明に関する一切の権利」と記載するだけでは、優先権が明示的に含まれるかが争点化し得る。契約書には、基礎出願番号、優先権を主張する権利、PCT および各国出願で利用する権限を明示することが望ましい[3][4][8]。

第二に、米国仮出願を多用する案件では、仮出願の出願人・発明者を初期段階から正確に管理すべきである。米国仮出願は迅速性を重視するため、暫定的に複数の発明者・所属機関を含めることがある。しかし、その後の PCT 出願で主題ごとに出願人を分ける場合、優先権チェーンが複雑化する。出願番号ごとの優先権所有者一覧を作成し、後出願日までに承継を完了させる運用が必要である。

第三に、発明者調査を権利帰属調整の一部として運用する場合、調査の権限・参加者・結論への同意を記録化する必要がある。本件では発明者調査が有利な証拠となったが、それは本件各機関が関与し、関連 PCT 出願の出願人設計に実際に反映されたからである[1]。

4.2 共同研究契約・大学間契約での条項設計

共同研究契約では、成果発明の帰属だけでなく、優先権の帰属および承継について独立条項を設けるべきである。具体的には、(i)基礎出願人と後出願人が異なる場合の承継義務、(ii)発明者調査結果に基づく出願人構成の決定手続、(iii)異議申立期間、(iv)PCT 出願期限前の署名義務、(v)署名拒絶時の救済手段を定めることが望ましい。

大学間共同研究では、各機関の技術移転部門が別個の方針を持つため、後から「出願人に含まれるべきだった」との紛争が生じやすい。本件では、関連 PCT 出願 2 番にロックフェラー大学が含まれていたことがポートフォリオ設計の整合性を示す有利事情となったが、これは偶然に依存すべきではない[1]。各 PCT 出願の出願人構成を一覧表にし、関係機関が承認した記録を残すべきである。

契約準拠法が米国州法となる場合には、相互合意の表明だけでなく約因の有無も確認する必要がある。本件では、ロックフェラー大学が将来の権利分配を受ける機会や関連 PCT 出願の有効性確保を利益として得ることが約因として評価された[1]。しかし、常に同じ評価がされるとは限らないため、契約書上「good and valuable consideration」等の文言を置くだけでなく、具体的な対価関係・協力義務を明示することが望ましい。

4.3 無効審判・侵害訴訟・DD での対応

無効審判・侵害訴訟では、優先権の成否は先行技術の範囲を一変させる。本件でも、甲 1 が先行技術となるか否かは、第 1・第 2 基礎出願の優先権が有効かに依存していた[1][2]。権利者側は、侵害訴訟提起前または警告書送付前に、優先権チェーンの監査を行うべきである。

監査対象は、基礎出願番号、基礎出願人、後出願人、発明者、所属機関、譲渡契約、出願委任状、優先権主張日、PCT 願書、各国移行書類、発明者調査資料、共同研究契約である。これらのうち一つでも欠けると、相手方は優先権欠陥を入口として無効論を構成し得る。

M&A やライセンス交渉でも同様である。CRISPR-Cas9、AI 創薬、細胞治療、半導体プロセス、材料科学など、複数機関・複数発明者・複数仮出願が絡むポートフォリオでは、優先権チェーンは技術的範囲や有効性と同等に重要な評価項目となる。本判決は、DD において「出願番号と譲渡契約の対応表」を作成する必要性を改めて示す。

4.4 意匠・商標・不競法実務への波及

パリ条約 4 条 A(1)は、特許だけでなく実用新案、意匠、商標についても優先権を定める[3]。したがって、先行出願人と後出願人が異なる場合の「承継人」問題は、ブランド・デザイン実務でも発生し得る。

たとえば海外販売会社名義で先行商標出願を行い、日本本社名義で後続出願をする場合、優先権承継の証明が問題となり得る。

不正競争防止法領域には条約優先の同じ制度が直接適用されるわけではない。しかし、本判決が示す教訓、すなわち共同開発成果の帰属と証拠を曖昧にしたまま公表・出願・ライセンスを進めると、後の紛争で権利連鎖が致命傷となるという構造は、不競法実務にも通じる。営業秘密化する成果、出願すべき成果、公表すべき成果を、契約と証拠管理で一体的にコントロールする必要がある。

表3 実務チェックリスト

項目	確認事項	本判決からの示唆
基礎出願人	仮出願・先行出願の全出願人を一覧化したか	承継元を特定しないと優先権チェーンを組めない
優先権譲渡	「優先権を主張する権利」を明示したか	発明譲渡だけでは争点化し得る
発明者調査	調査記録・同意・異議の有無を保存したか	本件では重要な間接証拠となった
関連出願群	PCT・分割・継続出願の出願人構成を説明できるか	ポートフォリオ全体の整合性が証拠価値を持つ
準拠法	契約成立・移転効・手続適格を分けて検討したか	外国法要件を無視できない
DD	行使前・投資前に priority chain audit を実施したか	無効論の入口を封じる必要がある

5. 本判決の射程と限界

本判決の射程は、国際共同研究、米国仮出願、PCT 出願、複数機関の発明者調査が絡む案件に強く及ぶ。とくに、基礎出願に複数の発明・複数の所属機関が含まれ、後続 PCT で主題ごとに出願人を整理するケースでは、本判決の分析枠組みは重要な参照点となる。

もっとも、限界も明確である。第一に、本判決は、優先権承継の書面がなくても常に足りるとしたものではない。第二に、出願後の追認だけで優先権欠缺を治癒できるとしたものでもない。第三に、EPO G 1/22・G 2/22 のような反証可能推定を日本法に導入したものでもない[5][6]。

さらに、本件では譲渡人とされるロックフェラー大学側が最終的に承継を確認する陳述をしていた点が大きい。もし譲渡人が承継を明確に否認していた場合、または当時の出願指示・調査記録が存在しない場合、結論は大きく異なり得る。したがって、本判決は、権利者にとって救済的な面を持つ一方、証拠管理を怠った場合の不安定性を示す警鐘でもある。

6. 結論

本判決は、パリ条約4条A(1)の「承継人」該当性について、明示書面の存否だけでなく、準拠法上の契約成立要件と、当事者の認識・行動・関連出願群の整合性を総合的に評価した点に重要な意義を有する[1]。この判断は、現代の国際共同研究・大学発バイオ特許の実態に即した柔軟な証明評価として妥当である。

他方、本判決は、優先権承継要件を軽くした判決ではない。むしろ、優先権チェーンを争われた場合、権利者は出願時点までの承継を緻密に立証しなければならないことを示した。文中番号で参照した裁判所資料および比較法資料からも明らかなように、優先権は単なる形式的主張ではなく、特許の有効性を左右する独立した権利連鎖である[1][3][5][7]。

実務上の結論は明快である。基礎出願人と後出願人が一致しない可能性がある案件では、後出願前に、優先権を明示した譲渡書面を取得し、発明者調査と出願人構成の承認記録を保存し、ポートフォリオ全体の出願設計を説明可能にしておくべきである。本判決を「書面なしでも救われる判決」と読むべきではない。本判決の正しい読み方は、「書面がないなら、ここまで立証しなければならない」というものである。

参考文献

- [1] 知的財産高等裁判所「令和8年3月24日判決・令和7年(行ケ)第10019号 審決取消請求事件 判決」（無効2022-800080、特許第6203879号）。裁判所判例検索掲載資料（hanrei-pdf-95826）。URL: https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/826/095826_hanrei.pdf（閲覧日：2026年5月30日）。
- [2] 知的財産高等裁判所「令和8年3月24日判決・令和7年(行ケ)第10019号 判決要旨」。裁判所判例検索掲載資料（hanrei-point_pdf-95826）。URL: https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/826/095826_hanrei_point.pdf（閲覧日：2026年5月30日）。
- [3] World Intellectual Property Organization, “Paris Convention for the Protection of Industrial Property (as amended on September 28, 1979),” WIPO Lex, Article 4A(1). URL: <https://www.wipo.int/wipolex/en/text/288514>（閲覧日：2026年5月30日）。
- [4] G.H.C. Bodenhausen, Guide to the Application of the Paris Convention for the Protection of Industrial Property as Revised at Stockholm in 1967, BIRPI, Geneva, 1968.
- [5] European Patent Office, Enlarged Board of Appeal, G 0001/22, “Entitlement to priority,” decision of 10 October 2023, ECLI:EP:BA:2023:G000122.20231010. URL: <https://www.epo.org/en/boards-of-appeal/decisions/g220001ex1>（閲覧日：2026年5月30日）。
- [6] European Patent Office, Enlarged Board of Appeal, G 0002/22, “Entitlement to priority,” decision of 10 October 2023, ECLI:EP:BA:2023:G000222.20231010. URL: <https://www.epo.org/en/boards-of-appeal/decisions/g220002ex1>（閲覧日：2026年5月30日）。
- [7] European Patent Office, Technical Board of Appeal, T 0844/18, “CRISPR-Cas/BROAD INSTITUTE,” decision of 16 January 2020, ECLI:EP:BA:2020:T084418.20200116. URL: <https://www.epo.org/en/boards-of-appeal/decisions/t180844eu1>（閲覧日：2026年5月30日）。
- [8] 「2026.03.24『ブロード研究所・MIT・ハーバード大学 v. ツールゲン』知財高裁令和7年(行ケ)10019 — パリ優先権承継は“証明”の問題か：書面なき承継が示す実務リスク」（本件アップロード資料）。
- [9] 「【判例評釈】CRISPR-Cas9 中核特許の優先権承継を巡る攻防—知財高裁令和7年(行ケ)10019号」（本件アップロード資料）。
- [10] 窪田法律事務所「ブロード研究所・MIT・ハーバード大学 v. ツールゲン関連資料」（本件アップロード資料）。
- [11] Mali et al., “RNA-Guided Human Genome Engineering via Cas9,” Science, Vol. 339, pp. 823-826, published online 3 January 2013（本件審決における甲1文献として言及）。
- [12] Cong et al., “Multiplex Genome Engineering Using CRISPR/Cas Systems,” Science, Vol. 339, pp. 819-823, published online 3 January 2013（本件審決における甲3文献として言及）。
- [13] Nature Biotechnology, Vol. 31, pp. 227-229, published online 29 January 2013（本件審決における甲2文献として言及）。

注：本文中の角括弧番号（例：[1]）は、上記「参考文献」の番号に対応する。